

証券コード 9167  
2025年11月12日  
(電子提供措置の開始日) 2025年11月6日

株主各位

栃木県宇都宮市上戸祭町 3014 番地 3  
フトン巻きのジロー株式会社  
代表取締役 森下洋次郎

## 臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会は電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「臨時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://futonmaki.jp/ir>

また電子提供措置事項は、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、下記にアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR 情報」を選択のうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

東京証券取引所（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席されない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年11月26日(水曜日)午後6時までに当社へ到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

## 記

1. 日時 2025年11月27日(木)午後4時
2. 場所 栃木県宇都宮市宿郷1-13-1  
USS クリエイティブステーション宇都宮 会議室
3. 会議の目的事項  
決議事項 第1号議案 上場廃止申請の件  
第2号議案 定款一部変更の件
4. 議決権行使のご案内  
書面により議決権を行使された議決権行使書において、各議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 上場廃止申請の件

当社は、2023年8月10日に東京証券取引所 TOKYO PRO Market（以下、「TPM」という。）へ上場いたしました。しかしながら、2024年12月期において、収益性が低下している直営店9店舗及び運営受託25店舗を減損損失として726,427千円を計上した結果、当期純損失855,610千円を計上し、その結果、純資産は△374,941千円と債務超過となりました。

また2025年3月より取引金融機関に対して借入金の返済猶予を要請しているため、さらなるコスト削減を実行する必要があります。このような状況下、事業再建施策の一つとして上場維持コストの削減を図る目的で、一旦非上場化することが必要であると判断いたしました。

非上場化後も、TPM上場によって培われたコーポレートガバナンスや内部管理体制を継続的に強化しつつ、現在推進中のコンテナ式ミニランドリー「フトン巻きのコジロー」のフランチャイズ出店に注力し、安定した収益を継続的に確保した上、一般市場への上場を目指していきたいと考えております。そしてこの選択は、将来的には当社の経営や事業の発展に大きく寄与するものと考えております。

これらのことから、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第143条第1項に基づき、本臨時株主総会終了後、上場廃止申請をするものであります。

#### 第2号議案 定款一部変更の件

##### (1) 変更理由

第1号議案「上場廃止申請の件」の承認決を条件に、2025年12月25日を効力発生として、当会社の機関から取締役会及び監査役を廃止、株式の譲渡制限の設定、株主総会資料の電子提供措置の廃止等にともない所要の変更を行うものであります。また、2026年2月1日を効力発生として株主名簿管理人の規程を削除するものであります。

##### (2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

| 現行定款  | 変更案  |
|---|--|
| 第1条～第3条 <条文省略><br><br>(公告の方法)<br>第4条 当会社の公告方法は、 <u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u><br><br>(機関の設置)<br>第5条 当会社は、 <u>株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u><br><u>1. 取締役会</u><br><u>2. 監査役</u><br><br>第2章 株式 | 第1条～第3条 <現行どおり><br><br>(公告の方法)<br>第4条 当会社の公告方法は、 <u>官報に掲載してする。</u><br><br><削除><br><br>第2章 株式 |
| 第6条 <条文省略>  | 第6条 <現行どおり>  |

|  |   |
|--|---|
| <p>&lt;新 設&gt;</p> <p>&lt;新 設&gt;</p> <p>&lt;新 設&gt;</p>   | <p>(株式の譲渡制限)</p> <p><u>第7条 当会社の株式を譲渡により取得するには、代表取締役の承認を要する。ただし、代表取締役が譲渡又は取得する場合は、承認したものとみなす。</u></p> <p>(相続人等に対する株式の売渡請求)</p> <p><u>第8条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。</u></p> <p>(株式の割当を受ける権利等の決定)</p> <p><u>第9条 当会社の株式を引き受けるものの募集において、株主に株式の割当を受ける権利を与える場合には、その募集事項及び会社法第202条第1項に掲げる事項の決定は、取締役の決定によって行う。</u></p> |
| <p>第7条～第8条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p><u>第9条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議をもって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。</u></p> <p><u>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</u></p> <p><u>3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、<u>取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> | <p>第10条～第11条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>&lt;削 除&gt;</p> <p>&lt;削 除&gt;</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、<u>取締役の決定において定める株式取扱規程による。</u></p>   |
| <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第14条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p>  | <p>第3章 株主総会</p> <p>第13条～第15条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>&lt;削 除&gt;</p>   |

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第16条～第17条 <条文省略>

#### 第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第18条 当社の取締役は、7名以内とする。

(選任方法)

第19条 <条文省略>

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. <条文省略>

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. <条文省略>

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催す

第16条、第17条 <現行どおり>

#### 第4章 取締役及び代表取締役

(員数)

第18条 当社の取締役は、3名以内とする。

(選任方法)

第19条 <現行どおり>

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

3. <現行どおり>

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. <現行どおり>

(代表取締役及び社長)

第21条 取締役の互選により代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は社長とし、取締役1人のときは、当該取締役を社長とする。

<削除>

<削除>

|   |  |
|---|--|
| <p><u>ることができる。</u></p>  |  |
| <p><u>(取締役会の決議の省略)</u></p>  | <p>&lt;削除&gt;</p>  |
| <p><u>第24条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。</u></p>   |  |
| <p><u>(取締役会規程)</u></p>  | <p>&lt;削除&gt;</p>  |
| <p><u>第25条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p>   |  |
| <p><u>(報酬等)</u></p>   | <p>&lt;削除&gt;</p>  |
| <p><u>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p>  |  |
| <p><u>(取締役の責任免除及び責任限定契約)</u></p>  | <p><u>(取締役の責任免除及び責任限定契約)</u></p>   |
| <p><u>第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役(取締役であつた者を含む。)の会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> | <p><u>第22条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役の過半数の同意により、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> |
| <p>2. &lt;条文省略&gt;</p>  | <p>2. &lt;現行どおり&gt;</p>  |
| <p><u>第5章 監査役</u></p>   | <p>&lt;削除&gt;</p>  |
| <p><u>(員数)</u></p>  | <p>&lt;削除&gt;</p>  |
| <p><u>第28条 当社の監査役は、5名以内とする。</u></p>   |  |
| <p><u>(選任方法)</u></p>  | <p>&lt;削除&gt;</p>  |
| <p><u>第29条 監査役は、株主総会において選任する。</u><br/><u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>  |  |
| <p><u>(任期)</u></p>  | <p>&lt;削除&gt;</p>  |
| <p><u>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u><br/><u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>                  |  |
| <p><u>(報酬等)</u></p>   | <p>&lt;削除&gt;</p>  |

|  |   |
|--|---|
| <p><u>第 31 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>(監査役の責任免除及び責任限定契約)</u></p> <p><u>第 32 条 当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 4 2 3 条第 1 項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、監査役との間で、会社法第 4 2 3 条第 1 項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 33 条 &lt; 条文省略 &gt;</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 34 条 &lt; 条文省略 &gt;</p> <p><u>(中間配当)</u></p> <p><u>第 35 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 6 月 3 0 日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 36 条 &lt; 条文省略 &gt;</p> <p>&lt; 新 設 &gt;</p> | <p>&lt; 削 除 &gt;</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 23 条 &lt; 現行どおり &gt;</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 24 条 &lt; 現行どおり &gt;</p> <p>&lt; 削 除 &gt;</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 25 条 &lt; 現行どおり &gt;</p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>本定款の変更は、2025年11月27日開催予定の臨時株主総会に付議される「上場廃止申請の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、2025年12月29日に効力を生じる。ただし、株主名簿管理人の廃止については、2026年2月1日に効力を生じる。なお、本附則は効力発生後にこれを削除する。</u></p> |
|--|---|

以上